

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年九月二十四日認可した。

令和七年十月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

大岡第一土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県東松山市